○七尾市電気自動車等購入促進事業費補助金交付要綱

令和4年11月10日

告示第218号

（趣旨）

第１条　この告示は、自動車からの温室効果ガス排出量の削減するため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の購入に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　電気自動車　搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動力とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律185号）第60条第１項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(2)　プラグインハイブリッド自動車　搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

(3)　燃料電池自動車　搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。

(4)　県補助金　石川県が実施する石川県電気自動車等購入促進事業費補助金をいう。

（補助事業）

第３条　補助事業は、補助対象となる電気自動車等を購入又はリース契約する事業であって、県補助金の交付を受けたものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　七尾市の住民基本台帳に登録されている個人（個人事業者を含む。）で、県補助金の交付を受けているもの

(2)　七尾市に事業所、事務所等を有する法人で、県補助金の交付を受けているもの

2　前項に掲げる補助対象者は、本市で課税された市税を滞納していないものとする。

（補助対象車両の要件）

第５条　自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が七尾市内であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合にあっては、「使用者の住所」が七尾市内であること。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、電気自動車等１台あたり次の表に定める額を上限とし、県補助金の交付額と補助対象経費（電気自動車等本体の購入に要する費用をいう。）から国、他の自治体やその他の機関等からの類似の補助に係るすべての金額を控除した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額を交付するものとする。

区分	上限額
電気自動車	15万円
プラグインハイブリッド自動車	15万円
燃料電池自動車	30万円

2　補助金の交付は、電気自動車等１台につき１回を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第７条　補助対象者は、補助金の交付を申請する場合は、七尾市電気自動車等購入促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　市が発行する完納証明書

(2)　県補助金の交付決定及び額の確定通知書の写し

(3)　県補助金の交付申請書類一式の写し

(4)　電気自動車等の購入に要した費用及び県補助金以外に類似の補助金を受けている場合は、その金額がわかる書類

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　前項の申請は、県補助金の交付決定及び額の確定通知の日の属する年度の３月末日までに行わなければならない。

（交付の決定及び額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該申請書等の内容を審査

し、適正と認めた時は、七尾市電気自動車等購入促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　前条の通知を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、七尾市電気自動車等購入促進事業費補助金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し）

第10条　市長は、第８条の通知を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正の手段により補助金を受けたとき。

(2)　県補助金の不交付又は取り消しとなったとき。

(3)　その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

（財産の処分の報告等）

第11条　補助金の交付を受けた者は、県補助金の規定に基づき、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること（以下これらを「財産処分」という。）について、県知事の承認を受けたときには、速やかに七尾市電気自動車等購入促進事業財産処分に関する報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　財産処分に係る県知事の承認通知書の写し

(2)　県補助金の承認申請書類一式の写し

(3)　財産処分により、県補助金の全部又は一部に相当する金額の納付請求があったときは、当該請求書の写し

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の返還等）

第12条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　第10条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。

(2)　前条による財産処分により収入があった場合等返還の必要があると認めたとき。

２　補助金の交付を受けた者は、前項の命令があったときは、指定された方法により、指定された期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第121号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月30日告示第220号）

この告示は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日告示第97号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年２月６日告示第36号）

この告示は、令和８年２月９日から施行する。

附　則（令和８年４月１日告示第125号）

第６条第１項の表中「１０万円」を「１５万円」に、「５０万円」を「３０万円」に改める。

この告示は、公表の日から施行する。